

大阪府相談支援従事者研修における推薦の考え方について（案）

相談支援従事者初任者研修について

1 現状

相談支援専門員として従事するためには、所定の実務経験年数を満たすとともに、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修（7日課程）の修了が必要であり、大阪府においては、年3回の研修が実施されている。

研修受講者の決定に当たっては、大阪府において優先順位が示されているが、受講定員の半数程度が、受講決定に際して最優先される市町村推薦枠とされ、各市町村においては人口割合に応じて大阪府が示す推薦数の範囲で推薦を行うことが可能である。

近年では、定員を大きく上回る応募があり、相談支援専門員の増員や新規の相談支援事業所開設を計画しているにもかかわらず、研修を受講できなかったとの声が寄せられており、市町村推薦の仕組みを有効に活用して、確実な相談支援専門員の配置による相談支援体制の充実につなげていく必要がある。

2 本市における推薦の考え方

相談支援専門員配置の必要性の高いケースとして、障がい者基幹相談支援センター業務の基準の充足、欠員等により利用者にサービス提供が困難になることの回避、いわゆる一人事業所の複数体制化、標準の取扱件数を超えることが見込まれる事業所への増配置などを想定し、次のとおり、優先順位を定める。

なお、区ごとの相談支援提供体制の差異に鑑み、均衡が図られるよう配慮する。

【優先順位】

次の項目に当てはまるものとして本市が認めた者について、大阪府から割り当てられた人数の範囲内で推薦する。同一順位内では、指定特定相談支援事業所の少ない区に所在する事業所に配置される者を優先する。

なお、同一事業所に配置予定の者については、原則として1名を推薦する。

- 第1順位 各区障がい者基幹相談支援センター及び大阪市障がい者相談支援研修センター業務の受託法人が、配置基準を満たすために、研修修了後速やかに当該センターに増員配置等するため、受講申請させた者
- 第2順位 既存事業所において、相談支援専門員の退職等による欠員が生じた結果、利用者への支援状況に支障が生じている、またはその可能性があるため、研修修了後速やかに配置される者
- 第3順位 既存事業所において、相談支援専門員を増配置するため、研修修了後速やかに配置される者のうち、現在の相談支援専門員の配置数が1名である事業所に配置される者
- 第4順位 既存事業所において、相談支援専門員を増配置するため、研修修了後速やかに配置される者のうち、現在の相談支援専門員の配置数が2名以上である事業所に配置される者

3 推薦依頼の受付方法

大阪府相談支援従事者初任者研修（7日課程）について、令和5年度第1回の研修から受講者募集の都度、大阪市が指定するすべての相談支援事業所、各区障がい者基幹相談支援センター及び大阪市障がい者相談支援研修センターに対して、本市による推薦希望の有無を照会し、希望する事業所から推薦依頼の提出を求める。

なお、確実な配置につなげる観点から、原則として、推薦依頼は配置予定の事業所から受け付けることとする。

大阪府相談支援従事者初任者研修の受講決定における優先順位について
(令和4年度大阪府相談支援従事者初任者研修(7日課程)募集要項より抜粋)

◆受講者選考について

※受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」により、以下の優先順位に基づいて受講を決定します

※大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を先に選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します

※受講者選考は、受講申込者が事業所に配置される状況に基づき決定します

「受講申込書及び推薦書」〈様式1(7日課程用)〉の「配置される予定の事業所について」の欄は、配置(従事)予定の事業所に必ず状況を確認の上、記入してください

※法人・事業所等代表者は、「受講申込書及び推薦書」〈様式1(7日課程用)〉の記載内容をご確認の上、「推薦欄」に記入し、法人印等を押印してください

なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は、「理由欄」に必ず理由を記入してください

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります

■優先順位について

※同一事業所から申込者が複数あり下記優先順位が同じ場合は、各事業所の1人目をまず受講決定した後、2人目の受講決定選考を行います

- ①事業所において確実かつ速やかに相談支援専門員として配置予定の者で、市町村の相談支援体制の整備状況を勘案し、大阪府と市町村が協議し決定する者
- ②事業開始予定の事業所において、当該年度に相談支援専門員として配置予定の者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所において、当該年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目までの者
- ③既に事業を開始している事業所において、当該年度に相談支援専門員として増員配置予定の者又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、当該年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目までの者
- ④当該年度に、事業開始予定の事業所又は既に事業を開始している事業所において、研修修了後直ちに相談支援専門員として配置予定の者のうち2人目までの者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目までの者
- ⑤当該年度に、相談支援専門員又は指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち3人目以降の者
- ⑥翌年度に、事業開始予定の事業所において、相談支援専門員として配置予定の者のうち1人目の者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑦既に事業を開始している事業所において、翌年度に相談支援専門員として増員配置予定の者のうち1人目の者又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、翌年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者

- ⑧翌年度に、相談支援専門員又は指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目以降の者
- ⑨相談支援専門員の要件である実務経験を満たしている者で、相談支援専門員等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑩上記以外で受講要件を満たすものについては、配置予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

主任相談支援専門員養成研修について

1 現状

主任相談支援専門員制度は、平成 30 年度報酬改定によって創設され、令和元年度から大阪府において養成研修が実施されている。研修受講には市町村の推薦が必須とされており、本市では、本市の委託業務、とりわけ各区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員が配置されることをめざして、推薦を行ってきた。

なお、各市町村からの受講者数は、原則として 1 名とされているところ、本市の規模等に鑑み、可能な限り多くの希望者が受講できるよう、大阪府と調整を図ってきたところである。

(参考) 主任相談支援専門員養成研修修了者数

年度	修了者	障がい者基幹相談支援センターへ	地域活動支援センター（生活支援型）へ
R 1	8	8	0
R 2	8	7	1
R 3	6	4	2
R 4	7	5	2

2 今後の方向性

令和 5 年度にはすべての障がい者基幹相談支援センターへの配置が見込まれることから、今後は、通常の指定相談支援事業所で従事する相談支援専門員も推薦対象とすることとし、その推薦基準を次のように定める。

推薦する者については、主任相談支援専門員としての活動において、協議会への積極的参画による地域の体制づくりや人材育成への協力、各区障がい者基幹相談支援センターとの連携の強化、大阪府相談支援従事者研修における実習受け入れなどに関して、事前に承諾を得ることとする。

《推薦基準》

受講希望者から、次の各項目について実績等を申し出てもらい、回答内容を得点化したうえで、合計点の多い者から順に推薦する。

同一得点の者が複数名あったときは、現任研修修了後の年数の多い者を優先する。

なお、各区障がい者基幹相談支援センターにおいて職員配置要件を満たすために必要と認められる場合は、最も優先して推薦する。

項 目	内 容	得点
1 現任研修修了後の実務年数	5年以上、7年未満	1
	7年以上、9年未満	2
	9年以上、11年未満	3
	11年以上	5
2 協議会への参画	協議会全体の企画・運営に携わるレベル	5
	部会の長を担うレベル	4
	講師やファシリテーターを担うレベル	3
	定例的な集まりに参加するレベル	1
3 大阪市研修への協力	相談支援専門員向けの講師を担うレベル	5
	その他の研修の講師を担うレベル	4
	相談支援専門員向けのファシリテーターを担うレベル	3
	その他の研修のファシリテーターを担うレベル	2
4 大阪府相談支援専門員向け研修への協力	講師を担うレベル	5
	ファシリテーターを担うレベル	3
	相談支援従事者研修の実習を担うレベル	1
5 その他	基幹Cからの推薦	5
	基幹Cからの依頼を受け支援困難ケースを担当	3
	基幹Cの開催する事例検討会に参加	3
	大阪府研修の指導者養成コースを修了	2

【参考】 令和4年度大阪府主任相談支援専門員養成研修実施要領より

1. 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2. 大阪府における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市区町村自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場への参画をするなど、地域の中核的な役割。
- (2) 大阪府相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習受け入れや受講生への指導的役割。
- (3) 大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画立案への参画及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

3. 研修対象者

障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が本研修の受講開始日前（令和4年10月13日）において3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- (2) 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- (3) その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、大阪府又は市町村が適当と認める者であること。

定員50名程度